

2019年12月23日

横浜信用金庫 御中
信金ギャランティ株式会社 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階
内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 兵太



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当法人において、貴金庫のカードローン契約規定及び貴社の保証委託約款を調査・検討した結果、問題があると考えられる条項が認められましたので、別紙のとおり申入れをさせていただきます（別紙の申入れの内容は、すべて「個人」の消費者に適用されることを前提とし、購入者等が「法人」である場合を除きます）。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、貴金庫及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

<別 紙>

第1 カードローン契約規定第10条

カードローン契約規定

第10条（期限前の全額返済義務）

借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

①～⑤ 略

⑥ 借主に相続の開始があったとき

1 申入れの趣旨

貴金庫のカードローン契約規定第10条第1項⑥（以下、「本契約規定」といいます。）は、消費者契約法第10条に違反し無効ですので、削除を求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第10条前段該当性

本契約規定によれば、借主に相続の開始があったとき、借主は当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済する義務が生じます。

しかし、期限の利益喪失について、これを規定する民法第137条では、「相続の開始があったとき」は期限の利益喪失事由とされていません。

むしろ、民法第896条（相続の一般的効力）は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」として、相続人は期限の利益を含め一切の権利義務を承継するものとされています。

したがって、相続開始により期限の利益を喪失させる本契約条項は、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限しあるいは義務を加重するものとなります。

(2) 消費者契約法第10条後段該当性

本契約条項が適用された場合、相続人（消費者）は、民法の規定の適用上は分割で支払うことが出来た債務について、一括弁済しなければならない不利益を被り、この不利益は、相続財産に流動資産がない場合や、完済まで約定利息よりも高い遅延損害金の支払いを余儀なくされ場合などには、著しく酷な結果となることもあり得ます。

例えば、分割返済を継続するために十分な一定の収入はあっても、資産はなく、相続財産としても住んでいる建物と少額の預金しかないような相続人の場合には、本来であれば月々の収入から分割の返済は可能であるにもかかわらず、一括返済義務を負うこととなるために、相続放棄や限定承認をせざるを得なく

なる場合や、住居を売却せざるを得ない場合等、著しく酷な結果があり得ます。

他方で、貸し付けを受けた債務者の信用という点については、債務者の資産は全て相続人が承継するため変化がなく、債務者の収入は相続により一律に低下するものではない上（逆に増加する場合もある）、仮に信用が低下したとしても、当初の期限どおりに返済がなされていれば貴金庫にとって不利益はなく、万が一返済が滞る場合にはカードローン契約規定第10条第2項に基づく請求によって期限の利益を喪失させることで貴金庫は一括返済を求めることが出来ることから、本件条項がなくても貴金庫には不都合はないと思われれます。

以上からすれば、相続の開始のみを理由に期限の利益を失わせる条項は、債務者の死亡という偶然の事情により、民法規定の適用の場合に比して消費者の権利を制限し義務を加重するものである上、相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言えます。

(3) したがって、本件契約条項は、消費者契約法第10条により無効ですので、その使用の停止とともに、カードローン契約規定からの削除を求めます。

なお、金融機関が販売しているカードローンの規約における相続開始を理由とした期限の利益喪失条項は、認定NPO法人適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本が、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行に対して削除を申し入れており、これらの3行は既に当該条項を削除した規約の使用を開始しています。貴金庫におかれましても、県内の消費者の保護のためにも同様の対応を取っていただけますようお願い申し上げます。

第2 保証委託約款第6条（求償権の事前行使）

保証委託約款

第6条（求償権の事前行使）

私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。

①～③ 略

④ 相続の開始があったとき。

⑤～⑧ 略

2. 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

1 申入れの趣旨

貴社の保証委託約款第6条第1項④及び同条第2項は、消費者契約法10条に

違反し無効ですので、訂正ないし削除を求めます。

2 申入れの理由

(1) 保証委託約款第6条第1項④

ア 消費者契約法第10条前段該当性

保証委託約款第6条第1項④によれば、借主に相続の開始があったとき、貴社は、主債務者（消費者）に対し、残債務についての事前求償が可能となります。

しかし、民法上、相続の開始は事前求償権の行使事由とはされておらず（民法第460条）、保証委託約款第6条第1項④は、民法規定の適用の場合に比して消費者の権利を制限しまたは義務を加重するものです。

イ 消費者契約法第10条後段該当性

そして、民法460条の趣旨は、委託を受けた保証が一種の委任契約であり、委任費用であれば本来は前払請求が可能であるところ（民法649条）、保証の場合にこれを適用すると、担保としての保証の意義を没却することになり（保証するや否や債権者より前に弁償を受けることが可能となる）、主債務者は保証人による免責行為不履行の危険を負うことになるため（保証人は事前求償を受けても必ず債権者に対し弁済をするとは限らない）、特に保証人の保護を図る必要がある場合に限定して事前求償を認めるところにあります。

そのため、約款による事前求償事由の拡張も特に保証人の保護を図る必要がある場合に限定されるべきところ、既に本契約規定について述べたとおり、相続の開始は、直ちに主債務者の信用低下を意味する事由とならず、特に保証人の保護を図る必要がある場合に該当しません。

他方で、主債務者は相続の発生という偶然の事情により、（主債務の弁済期が到来しているか否かにかかわらず）貴社への一括弁済に応じる義務が生じることとなり、相続放棄や限定承認、あるいは住居を売却せざるを得ない場合など、著しく酷な結果があり得ることは、既に本契約規定について述べたとおりです。

したがって、保証委託約款第6条第1項④は、相続人（消費者）にのみ予期せぬ著しく多大な不利益を発生させるものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言えます。

(2) 保証委託約款第6条第2項

ア 消費者契約法第10条前段該当性

保証委託約款第6条第2項によれば、主債務者（消費者）は、貴社からの事前求償権行使に対し、原債務の免責請求をすることも、求償債務の賠償義務を免れるための供託ないし担保提供をすることもできないものとされています。

しかし、民法上、主債務者は保証人からの事前求償に応じて償還する場合、

原債務の免責を請求し（民法第461条第1項）、あるいは供託又は担保提供により償還義務を免れることが可能ですので（同条第2項）、保証委託約款第6条第2項は、民法規定の適用の場合に比して消費者の権利を制限しまたは義務を加重するものとなります。

イ 消費者契約法10条後段該当性

このうち免責請求につきましては、保証人が主債務者から事前求償を得た場合、その後に債権者へ免責行為（弁済）をする義務があることは当然であり、これを制限する条項は、一方で主債務者（消費者）に保証人と債権者に対する二重払いの危険を負わせながら、他方で事前求償を得ている保証人の免責行為義務を免れさせるに等しく、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言えます。

また、主債務者の供託又は担保提供につきましては、民法第461条の趣旨は、保証人による事前求償権の行使が主債務者に二重払いの危険等の不利益を負わせることに鑑み、供託又は担保提供による抗弁を規定して主債務者と保証人間の公平を図ることにあるところ、主債務者がこれら抗弁権を行使できないとする規定は、保証人には供託又は担保提供による特段の不利益は存在しないにもかかわらず、主債務者からは事前求償後の保証人の倒産・廃業などを含む二重払いの危険を回避する手段を奪い、主債務者（消費者）にのみ著しい不利益を被らせる可能性を生じさせるものであるため、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言えます。

- (3) したがって、保証委託約款第6条第1項④及び同条第2項は、消費者契約法10条により無効ですので、その使用の停止とともに、訂正ないし保証委託約款からの削除を求めます。

以上